



2022年4月21日

各 位

会社名 株式会社ランド
代表者の 代表取締役社長 松谷昌樹
役職氏名
(コード番号 8918 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役管理部長 佐瀬雅昭
電話番号 045-345-7778 (代表)

株主提案権行使に関する書面の受領及び当社の対応に関するお知らせ

当社は下記のとおり、株主1名より、2022年5月26日に開催予定の当社第26回定時株主総会における株主提案権行使に関する書面を受領し、本日開催の取締役会において、同提案に対する取締役会の反対意見を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案株主

個人株主 1名

2. 提案された内容の概要および理由

(1) 議案

議案1：自己株式の買い付けについて

議案2：定款一部変更の件（株主優待について）

議案3：定款一部変更の件（決算説明資料の作成について）

議案4：定款一部変更の件（東証プライム市場について）

(2) 議案の要領及び提案理由

提案された個人株主の提案内容は別紙1に記載のとおりです。

なお、別紙1は、株主から提出された株主提案書の該当部分を、原文のまま掲載しております。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 議案1に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に**反対**いたします。

(理由)

当社グループは、株主様への長期的な利益還元を経営の重点課題として位置づけており、株主様への利益還元策につきましては、当社グループの中長期的な成長に向けた資金需要や、将来の経営環境の見通し等を総合的に勘案した上で実施することを基本方針としております。

当社といたしましては、リーマン・ショック以降、厳しい経営環境の中、早期に株主様への利益還元を再開すべく、業績回復に向け取り組んでまいり、着実に成果が積み上がってきたものと認識しており、2022年2月期におきましては、2022年4月21日付「剰余金の配当に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、14期ぶりとなる復配をいたしました。

しかしながら、今後の成長に向けた事業資金を確保し、持続的成長と中長期的な企業価値向上を可能とする企業体の構築に注力することが、株主の皆様利益に資するものと考えております。

また、当社は、自己株式の取得も、株主還元の有用な一手段と認識しており、当社定款第36条には、取締役会の決議によって自己株式の取得を行うことができる旨の定めが置かれており、当社といたしましては、株主総会でご決議いただくことなく、かかる定めにより自己株式の取得を機動的に検討してまいり所存であります。

したがって、当社取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

(2) 議案2に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に**反対**いたします。

(理由)

株主優待制度につきましては、その導入にあたり、個別・具体的な事情を踏まえた制度設計を前提に、法的・経済的観点から慎重に検討することが必要であると考えます。また、導入後においても、社会的・経済的変化に即した運営を行う必要があります。このように株主優待制度の導入の当否、時期および制度内容は取締役会で決定すべきものであり、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款に本議案のような規定を設けることは、不要であり、適切ではないと考えられます。

したがって、当社取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

(3) 議案3に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に**反対**いたします。

(理由)

当社は、経営情報の開示の一層の充実を目指しておりますが、その前提として、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナ

ンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うことに注力しております。当社の事業内容は、比較的シンプルであり、法令に基づく開示を適切に行うことによって、分かり易い正確な情報をお届けできるものと考えております。法令に基づくものに付加して、どのように経営情報を開示するかは取締役会で決定すべきものであり、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款に本議案のような規定を設けることは、不要であり、適切ではないと考えられます。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(4) 議案4に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に**反対**いたします。

(理由)

当社は、2021年12月29日付「新市場区分における『スタンダード市場』の選択申請に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、東京証券取引所「スタンダード市場」を選択いたしました。

当社の流通株式時価総額につきましては、東京証券取引所による新市場区分に関する一次判定の基準日（2021年6月30日）時点でプライム市場の上場維持基準をわずかに上回る状態であり、今後、当社の努力だけでは対処できない株式分布状況の変動やマーケット環境の変化による株価の変動等によって、当該維持基準に抵触するリスクが考えられ、現時点では基準に抵触した場合の経過措置の期限も明確ではなく先行きが不透明であること等から、株主の皆様が安心して当社株式を保有、売買できる環境を確保することが重要であると判断したものであります。

当社といたしましては、当社グループの展開する既存事業に加え、成長を可能とするビジネスモデルを早期に構築することで、持続的成長と中長期的な企業価値向上を可能とし、いかなる経営環境の変化にも耐えうる強固な経営基盤の構築に取り組み、プライム市場の上場維持基準を安定的かつ継続的に充足できる企業体とした上で、改めて、取締役会が判断すべきと考えております。

また、会社の組織・運営に関する基本的な事項を定める定款に本議案のような規定を設けることは、不要であり、適切ではないと考えられます。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

議案の内容

1. 自己株式の買い付けについて

(1) 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本総会終結時から 1 年以内に、当社の普通株式 5000 万株、10 億円（当該金額が会社法により許容される取得価額の総額が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって自社株買いを行う。

(2) 提案の理由

当社の流通株式は多すぎ、結果的に株価が超低位にとどまっている。
株式併合をすると、かえって株主の利益を損なう可能性もあるので、当面の間、継続的な自社株買いで流通する株式を少しでも減らして、超低位株からの脱却を目指すべきである。

2. 定款一部変更の件（株主優待について）

(1) 議案の要領

当社株式 5 万株以上を保有する株主について、ポイント制などによる株主優待を行う旨を定款に明記する。

(2) 提案の理由

100 株など少数しか保有していない株主について、買い増しまたは売却を促し、株価の上昇と株主数の減少による株主管理コストの削減を図るものである。

3. 定款一部変更の件（決算説明資料の作成について）

(1) 議案の要領

当社の取締役会は、四半期ごとに決算短信とは別に株主・投資家に当社の状況を詳細に説明するため、決算説明資料を作成し、当社ホームページで開示することを定款に明記する。

(2) 提案の理由

現状では決算短信等は、ホームページで開示されているが、決算説明資料の開示がなく、一昨年株主総会でも株主から質問があったのに改善されていないので、提案する。

4. 定款一部変更の件（東証プライム市場について）

(1) 議案の要領

当社は東証プライム市場を目指すことを定款に明記する。

(2) 提案の理由

プライム市場へ上場することは、当社の継続的な発展のために必要不可欠なことであり、その点について定款に明記して、全社一丸となってプライムへの早期上場を目指すことを定款に明記するものである。

以上